

総 務 課  
人 事 課

## 内部公益通報制度の改正について

区は平成 1 9 年 6 月に港区内部公益通報の処理に関する要綱（平成 1 9 年 5 月 3 1 日付 1 9 港総総第 3 0 5 号）を制定し、内部公益通報制度を運用しています。

区を取り巻く社会状況や法の趣旨を踏まえ、制度がより機能するように、改正を行います。

### 1 現行制度の概要

公益通報者保護法（平成 1 6 年法律第 1 2 2 号。以下「法」という。）は、労働者が公益のために事業者の法令違反を通報した場合、解雇等不利益な取扱いを受けることのないよう保護し、事業者の法令順守を強化することを目的として、平成 1 8 年 4 月に施行されました。

区は、平成 1 9 年 6 月に港区内部公益通報の処理に関する要綱を制定し、区の事務執行における法令違反等を通報した職員が不利益な取扱いを受けることがないように保護するとともに、通報者を保護する環境を整備し、通報に対する心理的負担を軽減することで、違法行為等の早期発見及び発生の予防を図っています。

#### （1）通報の対象事実

法第 2 条第 3 項に規定する事実（法令違反行為）

例・刑法(明治 4 0 年法律第 4 5 号)

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)
- ・個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)

#### （2）通報できる者

ア 区職員

イ 区の事務事業を受託し、又は請け負った事業者の労働者及び当該事業者の役員

ウ 区立施設の指定管理者の労働者及び当該指定管理者の役員

エ 区の事務事業に従事する派遣労働者及び当該派遣労働者を派遣する事業者の役員

オ アからエまでの退職者（退職後 1 年以内）

(3) 通報窓口

公益通報相談員（弁護士）

(4) 通報の方法

公益通報相談員に書面、ファクシミリ、電子メール等により通報します。

(5) 通報後の流れ（別紙参照）

通報を受けた公益通報相談員は総括通報等責任者（総務部長）に報告し、内部公益通報事務局（人事課）とともに調査します。

総括通報等責任者は調査結果を区長に報告し、区長は是正措置を講じた後、調査結果及び是正措置について公益通報相談員を通じて通報者に通知します。通報件数等は区ホームページで公表します。

(6) 通報実績

（単位：件）

| 年 度   | 通報件数 | 受理件数 | 通報事実が確認された件数 |
|-------|------|------|--------------|
| 令和6年度 | 0    | 0    | 0            |
| 令和5年度 | 1    | 1    | 1            |
| 令和4年度 | 2    | 2    | 0            |

## 2 制度改正の内容

令和6年度の包括外部監査において、区における内部公益通報制度がより機能するよう意見がありました。これを踏まえ、以下のとおり見直します。

(1) 内部公益通報窓口の増設

内部公益通報に関する窓口の選択肢を広げ、通報に対する心理的負担の軽減が図られるよう、現在の公益通報相談員（弁護士）に加え、区の内部にも通報窓口を増設します。

(2) 公益通報対応業務従事者の指定

内部公益通報に関する事務の従事者が通報窓口となることを明確にするため、公益通報対応業務従事者として指定します。

公益通報対応業務従事者は、総務部人事課長及び総務部人事課に所属する職員のうちから総括通報等責任者が指名する者とします。

(3) 区長等からの独立性の確保

公益通報相談員及び公益通報対応業務従事者は、区長その他特別職及び総括通報等責任者が関係する事案について通報があった場合は、調査等において独立性を確保することとします。

### 3 職員等の制度理解の促進

区の事務事業における違法行為等の発生を予防し、早期発見を図るため、以下の取組により、職員等の制度理解の促進、知識の習得及び向上を促します。

(1) 職員等への制度内容の周知

公益通報の対象となる事実、通報の方法、通報窓口等について、毎年度、複数回周知します。

(2) 公益通報制度に関する研修の実施

管理職等を対象とし、公益通報相談員による公益通報制度に関する研修を実施します。

(3) 公益通報対応業務従事者の研修の受講

公益通報対応業務従事者の実務知識の習得及び向上を図るため、民間企業が実施する公益通報対応従事者向け公開講座等を受講します。

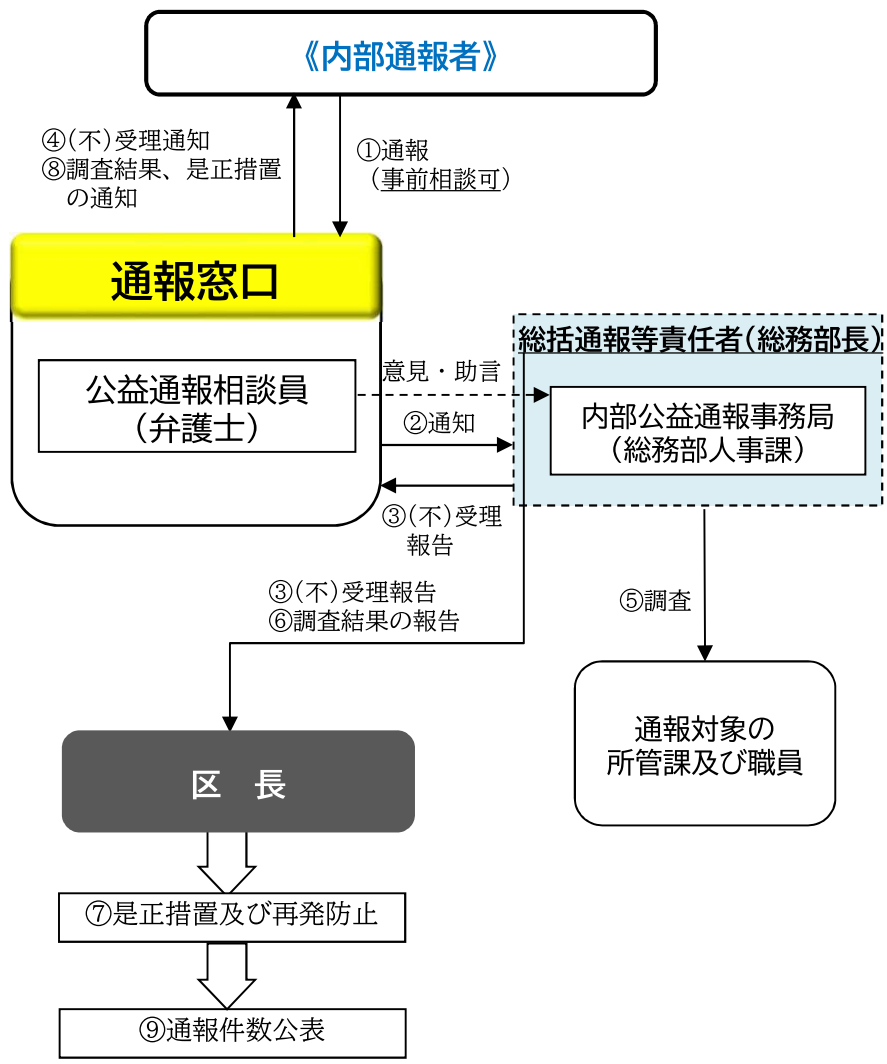
### 4 今後のスケジュール（予定）

令和7年 8月1日 改正制度の施行

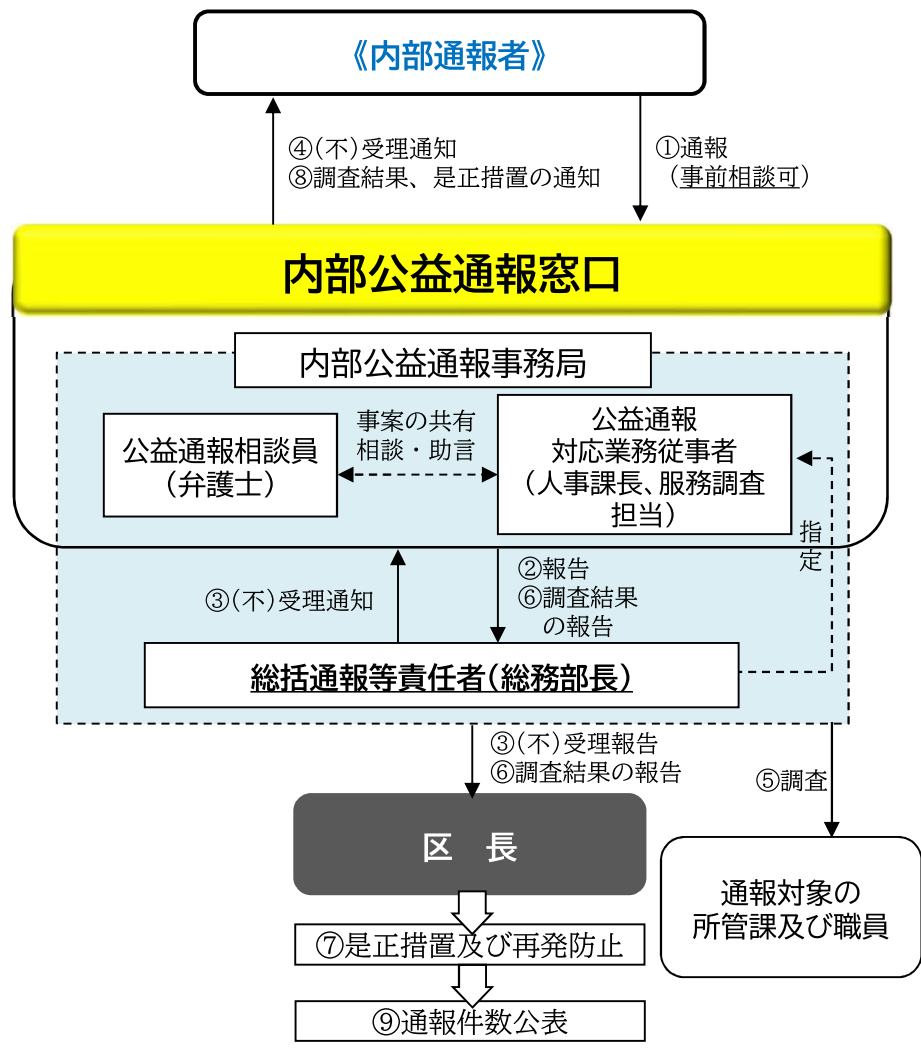
12月～ 職員対象研修の実施

港区の内部公益通報制度の仕組み

現 行



改 正 後



※区長等が関係する事案については、関与していない者が対応します。